

分野をこえて考える 21世紀の学問と社会

日本科学者会議

THE JAPAN SCIENTISTS' ASSOCIATION

あなたの入会を心からよびかけます

科学は人類による人類の幸福のための人類の知的財産です。人類の歴史のなかで科学は進歩し、多くの貢献をしました。しかし、20世紀に科学の悪用により人類は核兵器をもち、地球的規模の環境破壊や飢餓・公害・薬害など生存と生命を脅かす諸問題に直面することになりました。科学の進歩が人類に真に幸福をもたらすためには、科学者が自覚と責任をもち、分野をこえて協力することが求められます。

日本科学者会議（JSA）は、このような科学者の使命に立って、人文科学、社会科学、自然科学の分野をこえて科学者が結集し、1965年に創立されました。以来JSAでは、科学の自主的・総合的発展と諸問題の解決をめざして、研究者・教育者・技術者・弁護士・医師・大学院生など多彩な科学者が協力して活動を行ってきました。また、世界の科学者運動にも参加し、世界科学者連盟（1946年創立、初代会長フレデリック・ジョリオ＝キュリー）の一員として、核兵器廃絶をめざす活動などで積極的な役割を果たしてきました。ユネスコとも連絡をとり種々の国際的NGO（非政府機関）と交流があり、アジアの科学者・技術者との交流も行っています。

JSAは、総合学術研究集会を隔年に開催し、月刊誌『日本の科学者』を発行しています。各都道府県に支部をもち、大学・学校・試験研究機関や地域ごとに分会・班があり、国民・市民と広く共同して活動をすすめています。その活動は、研究交流や研究成果の普及啓蒙活動、大学や試験研究機関における教育・研究を国民の立場に立って発展させる運動、さまざまな社会問題を取り上げたシンポジウムや市民講座の開催、平和を守る運動やむだな公共事業をやめさせ環境を守る住民運動への参加・協力など多岐にわたっています。若手研究者の交流の場である「JSA夏の学校」も毎年開催しています。

私たちJSAは、このように科学を真に役立たせるために、市民の目線を大切に、21世紀の学問と社会のあるべき姿を考えています。そして、個別分野の自立した発展を尊重しつつ、細分化された知識を市民の等身大の発想で総合し、科学の成果を社会へ還元することを課題として活動しています。この古くて新しい、古典的で創造的な課題に私たちと一緒に挑戦しませんか。JSAは、あなたの入会を心からよびかけます。

日本科学者会議

113-0034 東京都文京区湯島1-9-15 茶州ビル9階
Tel 03-3812-1472 Fax 03-3813-2363 mail@jsa.gr.jp
URL <http://www.jsa.gr.jp/>

日本科学者会議会則

科学を人類に役立て正しく発展させていくことは、わたしたち科学に携わる者の共通の任務です。

わたしたちは、日本の科学の進歩と平和・独立・民主主義・人びとの生活向上のために努力してきた科学者の伝統をうけつぎ、科学の発展を妨害するものとたたかい、科学を正しく発展させ、科学者の責任をはたすため、専門別、地方別などのわくをこえ、世界観や研究方法のちがいをこえ、日本の科学者の誇りと責任の自覚にたつて、日本科学者会議に結集します。この会は、会員ひとりひとりの創意と自発性が発揮できるように、民主的に運営されなければなりません。すべての会員は、会がその目的をよくはたすことができるように、力をあわせる義務をおきます。

1. 名称
第1条 この会の名称は「日本科学者会議」で、全国事務所を東京におきます。

2. 目的および事業
第2条 この会は、つぎの目的をかかげます。

- (1) 日本の科学の自主的・民主的発展につとめ、その普及をはかります。
- (2) 科学者の生活と権利をまもり、研究条件の向上と研究の組織・体制の民主化につとめ、学問研究と思想の自由をまもります。
- (3) 科学における各分野の相互交流をはかり、自主・平等の国際交流をすすめます。
- (4) 科学の反社会的利用に反対し、科学を人類の進歩に役立たせるよう努力するとともに、国内国外の平和・独立・民主主義・社会進歩・生活向上のための諸活動との連帯をつよめます。
- (5) これらの役割を将来に向けてになっていく科学者を育成します。また、広く科学的精神をもった青年の育成につとめます。

第3条 この会は、前条の目的をはたすため、つぎの事業をおこないます。

- (1) 機関紙誌その他の文書の発行 (2) 研究会、討論集會、講演会の開催 (3) 海外との学術交流 (4) その他この会の目的をはたすために必要な事業

3. 会員
第4条 この会は個人加入の全国単一組織です。

第5条 この会は会則をみとめ所定の会費をおさめる科学に携わる者（研究者、教育者、技術者、医師、弁護士、大学院生など）を会員とします。入会には、会員一名の推薦と、支部の承認を要します。

第6条 会員は会のすべての事業に参加でき、機関紙誌の配布をうけます。

第7条 会の目的に反したり、会費を一年以上滞納したばあいは、支部の決定により、会員の資格を失います。その決定に不服のばあいは、幹事会に異議を申し立てることができます。

4. 機関

第8条 (1) この会の最高機関は大会であり、定期大会は一年に一回幹事会の招集によって開かれます。

ただし、幹事会が必要と認めればあいいは、臨時大会を開くことができます。また会員総数の三分の一または支部の三分の一が要求するばあいいは、臨時大会をひらかなければなりません。

(2) 大会は、運動方針、予算、会費の決定、決算の承認、幹事および会計監査委員の選出をおこないます。

(3) 大会は支部から選出された代議員によって構成され、代議員の過半数の出席によって成立します。大会の決定は出席者の過半数の賛成を必要とします。代議員の選出方法は別に定めます。

第9条 (1) 幹事会は大会の決定にもとづいて会の運営にあたります。

(2) 幹事会は幹事の過半数の出席によって成立し、決定は出席者の過半数の賛成を必要とします。

(3) 幹事会は代表幹事若干名および常任幹事若干名を互選します。

(4) 代表幹事は会を代表します。代表幹事は常任幹事会の提案により二年に二回以上幹事会を招集します。代表幹事は常任幹事会に出席することができます。

(5) 常任幹事会は、幹事会の任務を代行し、この会の日常業務を処理します。常任幹事会のもとに事務局をもうけ事務局長、事務局次長をおきます。事務局長、事務局次長は常任幹事会で互選します。

第10条 この会は都道府県ごとに支部をおきます。支部大会は一年に一回以上ひらかれます。支部幹事は支部大会で選ばれ、支部幹事会は支部代表幹事若干名を互選します。

第11条 支部には原則として地域別または職場別に分会（または班）をおきます。

第12条 この会は全国および支部に、科学上の理論的課題の究明のための研究委員会をもうけ、また科学者の当面する社会的・政治的・経済的課題にこたえるための問題別委員会をおくことができます。これらの委員会の運営上の責任は、それぞれの幹事会がおきます。

第13条 会に関する重要事項について意見をもとめるため、参与をおきます。参与は、会の創立と発展に貢献した科学者のうちから、幹事会が推薦し、大会で承認をうけます。

5. 財政

第14条 この会の財政は、会費、事業収入および寄付金でまかいません。

6. 付則

第15条 この会則は、大会出席者の三分の二以上の賛成により変更することができます

(1965年12月4日創立発起人総会で決定、同日施行、第5回大会、第10回大会、第24回大会、第30回大会、第32回大会、第36回大会で一部改正)

日本科学者会議 連絡先：	支部	会費：
-----------------	----	-----

入会申込書

年 月 日

氏名	和字	Ⓜ	男	生年	年
	ローマ字		女	月日	月 日
自宅住所		〒 TEL ()			
勤務先等	名称	職名			
	所在地	〒 TEL ()			
Eメールアドレス					
専門分野			所属学会等		
研究テーマ					
推薦人氏名					Ⓜ